

様似町訓令第 7 号

庁 中 一 般

様似町水道事業異常水量認定規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 6 月 2 4 日

様似町長 荒 木 輝 明



様似町水道事業異常水量認定規程の一部を改正する訓令

様似町水道事業異常水量認定規程（昭和 5 8 年訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表（第 3 条関係）異常水量認定基準中「不凍栓、水抜栓又は水抜装置の操作方を熟知していなかった場合」を「給水装置等の操作を誤った場合」に改め、「7 その他」の行中、

「

空気の流動による事故の場合	100
---------------	-----

」の下に

「

異常水量の原因が明らかに第三者の行為であって、水道使用者などがその事実を感知できなかった場合	100
--	-----

」を追加する。

附 則

この訓令は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

様似町水道事業異常水量認定規程 新旧対照表

改 正 案			現 行		
別表（第3条関係） 異常水量認定基準			別表（第3条関係） 異常水量認定基準		
区分		軽減率	区分		軽減率
異常水量の 原因	摘要範囲	(%)	異常水量の 原因	摘要範囲	(%)
1 地下漏水	給水装置の不可視部分の配管及び器具等の破損又は磨耗により漏水した場合	80	1 地下漏水	給水装置の不可視部分の配管及び器具等の破損又は磨耗により漏水した場合	80
	給水装置の老朽化による漏水で老朽施設の布設替を必要とする場合	90		給水装置の老朽化による漏水で老朽施設の布設替を必要とする場合	90
	修繕工事の申込みをした場合（工事の申込み日から完了の日まで）	100		修繕工事の申込みをした場合（工事の申込み日から完了の日まで）	100
2 操作の誤り	給水装置等の操作を誤った場合 （ただし、初回に限る。）	80	2 操作の誤り	<u>不凍栓、水抜栓又は水抜装置の操作方法を熟知していなかった場合</u> （ただし、初回に限る。）	80
3 出し放し	凍結を防止するため管理者が出し放しを承認した場合	100	3 出し放し	凍結を防止するため管理者が出し放しを承認した場合	100
	配管内の排泥等を行うため管理者が出し放しを指示又は承認した場合	100		配管内の排泥等を行うため管理者が出し放しを指示又は承認した場合	100
	不凍栓、水抜栓又は水抜装置の故障により工事の申込み日から工事完了の日までの間管理者が出し放しを承認した場合	100		不凍栓、水抜栓又は水抜装置の故障により工事の申込み日から工事完了の日までの間管理者が出し放しを承認した場合	100
4 保証期間中の工事不備	給水装置の施行工事で保証期間中に工事不備により漏水した場合	100	4 保証期間中の工事不備	給水装置の施行工事で保証期間中に工事不備により漏水した場合	100
5 受水槽ボールタップの故障	受水槽ボールタップの故障によりオーバーフローとなった場合 （ただし、初回に限る。）	50	5 受水槽ボールタップの故障	受水槽ボールタップの故障によりオーバーフローとなった場合 （ただし、初回に限る。）	50
6 非常時の使用	非常災害に使用したと認められる場合	100	6 非常時の使用	非常災害に使用したと認められる場合	100
7 その他	空気の流動による事故の場合	100	7 その他	空気の流動による事故の場合	100
	<u>異常水量の原因が明らかに第三者の行為であって、水道使用者などがその事実を感知できなかった場合</u>	100			